平成２９年（フ）第８７号
石川県加賀市山中温泉中田町ハ110番地
債務者　南部　憲治
1　決定年月日時　平成30年１月10日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　片岡　健太
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年４月24日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成30年４月17日まで
金沢地方裁判所小松支部

平成２９年（フ）第１０９号
三重県伊勢市小俣町本町435番地
債務者　谷口由美子
1　決定年月日時　平成30年１月11日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　長尾　英介
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年４月18日午前10時
5　免責意見申述期間　平成30年４月17日まで
津地方裁判所伊勢支部破産係

平成２８年（フ）第２８０号
北海道稚内市緑２丁目２番31号
債務者　鈴木　俊美
1　決定年月日時　平成30年１月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　辻本　純成
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年４月25日午後２時15分
5　免責意見申述期間　平成30年４月18日まで
旭川地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第４０６号
岐阜市福光東１丁目18番７―203号　（ＶＩＲＧＯ）
債務者　石神　睦子
1　決定年月日時　平成30年１月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　長屋　裕司
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年４月20日午前11時40分
5　免責意見申述期間　平成30年４月20日まで
岐阜地方裁判所

平成２９年（フ）第５８８号
埼玉県狭山市大字水野465番地の１　アネックス水野202
債務者　佐野　俊幸
1　決定年月日時　平成30年１月10日午後２時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　栗山　美香
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年５月９日午後１時40分
5　免責意見申述期間　平成30年４月25日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２９年（フ）第６８８号
埼玉県所沢市大字久米1999―３　グランレーヴＢ号棟103号室、住民票上の住所埼玉県所沢市大字北秋津622番地の２　グリーンハイツＡ―102
債務者　仲丸　大輔
1　決定年月日時　平成30年１月10日午後２時10分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　段　　貞行
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年５月９日午後２時
5　免責意見申述期間　平成30年４月25日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２９年（フ）第７０５号
埼玉県富士見市鶴瀬東１丁目４番74―103号
債務者　仲安　真吾
1　決定年月日時　平成30年１月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山崎　　徹
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年５月９日午後１時20分
5　免責意見申述期間　平成30年４月25日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２９年（フ）第６６５号
埼玉県鶴ヶ島市大字下新田56番地７
債務者　渡辺　孝雄
1　決定年月日時　平成30年１月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　佐藤　寛太
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年５月16日午後１時20分
5　免責意見申述期間　平成30年５月２日まで
さいたま地方裁判所川越支部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２９年（フ）第２４４号
茨城県筑西市蓬田549番地１
債務者　渡邉　　弘
1　決定年月日時　平成30年１月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月12日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２９年（フ）第２５０号
茨城県結城市大字結城11905番地１
債務者　大髙　健司
1　決定年月日時　平成30年１月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月12日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２９年（フ）第１１８号
群馬県みどり市大間々町高津戸1010番地
債務者　関口　幸雄
1　決定年月日時　平成30年１月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月12日まで
前橋地方裁判所桐生支部

平成２９年（フ）第２０号
富山県下新川郡入善町椚山485番地１　サン・コーポラスくぬぎやま２―108
債務者　大坂　　清
1　決定年月日時　平成30年１月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月12日まで
富山地方裁判所魚津支部

平成２９年（フ）第２５３号
金沢市有松２丁目15番９号
債務者　吉田　真弓
1　決定年月日時　平成30年１月11日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月12日まで
金沢地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第２５７号
金沢市長町３丁目２番26号　オリンピア長町105号
債務者　仲　　晴美
1　決定年月日時　平成30年１月11日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月12日まで
金沢地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第７２号
山梨県南都留郡富士河口湖町船津3685番地１　長山アパートＦ号
債務者　三好　三男
1　決定年月日時　平成30年１月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月12日まで
甲府地方裁判所都留支部破産係

平成３０年（フ）第３号
岐阜市加野３丁目２番９―22号（県営加野住宅　Ｈ９号棟）
債務者　藤吉　浩治
1　決定年月日時　平成30年１月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月12日まで
岐阜地方裁判所